

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度第2回枚方市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成28年2月4日（木） 14時00分から 15時12分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 第5集会室 2階
出 席 者	<p>(委員)</p> <p>会 長 大矢野 修</p> <p>委 員 生島 勝利・田岡 昭子・板床 美榮 中川 正博・門川 清秀・稲垣 勝則 垣内 成泰・中川 恒夫・多田 淑子 植村 芳子・門前 武彦・宮川 敏夫 早川 保子・平田 隆朗・宗像 利之</p> <p>(市)</p> <p>副市長 長 沢 秀 光 健康部長 人 見 泰 生 健康部次長 白 井 重 喜 健康部次長(兼)国民健康保険室長 真 鍋 美 果 国民健康保険室課長 松 岡 博 巳 国民健康保険室課長 藤 本 久 美 子</p> <p>(事務局)</p> <p>国民健康保険室課長代理 清 水 澄 一 国民健康保険室係長 寺 本 佳 史 国民健康保険室主任 水 盛 智 恵</p>
欠 席 者	<p>(委員)</p> <p>田 中 直 樹・藤 本 良 知・長 谷 晋 吾</p>
案 件 名	<p>1. 平成28年度一般被保険者に係る基礎賦課総額等について</p> <p>2. 平成28年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額等について</p> <p>3. 平成28年度介護納付金賦課総額等について</p> <p>4. その他</p>

提出された資料等の 名 称	1. 次第書 2. 委員一覧表 3. 座席配置図 4. 平成 27 年度第 2 回国民健康保険運営協議会資料 I. 平成 28 年度一般被保険者に係る基礎賦課総額・後期 高齢者支援金等賦課総額・介護納付金賦課総額につい て II. 保険料限度額の引き上げについて III. 国民健康保険料の軽減措置の拡充について IV. 赤字解消計画の策定について
決 定 事 項	運営協議会への諮問に対する答申 【答申内容】 1. 平成 28 年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課限 度額について 基礎賦課総額を 72 億円とし、賦課限度額を 54 万円とす ることは適当である。 2. 平成 28 年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 総額について 賦課総額を 26 億 4 千万円とすることは適当である。 3. 平成 28 年度介護納付金賦課総額について 賦課総額を 8 億 6 千万円とすることは適当である。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	4 人
所 管 部 署 (事 務 局)	健康部 国民健康保険室

審 議 内 容	
事 務 局	<p>協議会開催に先立ちまして、事務局から本日の資料の確認をさせていただきたいと思えます。委員の皆様には、予め本日の資料を送付させていただいておりますが3頁の表の一部に年度表示が出ておりませんでしたので、申し訳ございませんが、お手元に置かせていただいている資料をご参照いただきますようお願いいたします。なお、本日の追加資料といたしまして、次第・資料を置かせていただいております。以上、不足はございませんでしょうか。それでは、大矢野会長よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から平成27年度第2回枚方市国民健康保険運営協議会を開催します。</p> <p>本日の協議会に対しまして傍聴の申し出がございましたので、これを許可します。ご了承願います。</p> <p style="text-align: center;">会長の挨拶</p> <p>次に、長沢副市長からご挨拶をお受けします。</p>
長 沢 副 市 長	<p style="text-align: center;">挨拶</p> <p>ありがとうございました。次に、事務局から、委員の出席状況について報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>委員の出席状況について報告します。本日の会議、ただいまの委員出席数は16名であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、報告がありましたとおり、出席委員は定足数に達しておりますので、本日の協議会が成立していることを確認します。次に、会議録の署名委員を指名します。署名委員は、生島委員及び早川委員を指名します。よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今から審議に入ります。次第にありますとおり、付議案件の諮問事項「平成28年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課限度額について」「平成28年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額について」「平成28年度介護納付金賦課総額について」を一括議題とします。</p>
事 務 局	<p style="text-align: center;">諮問書（写し）を議長及び各委員に配布</p>
議 長	<p>それでは、長沢副市長から諮問書の朗読をお願いします。</p>
長 沢 副 市 長	<p>それでは、市長に代わりまして諮問書を朗読させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">諮問書の朗読</p> <p>以上、ご審議の程、よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>次に、事務局から諮問事項について説明を求めます。</p>
藤 本 課 長	<p style="text-align: center;">諮問事項の趣旨について説明</p>
議 長	<p>ただ今、諮問事項について説明がありました。これからご質問、ご意見等をお受けします。ご質問、ご意見はありませんか。</p>

		質疑・応答
委 員		資料 12 頁の一般会計繰入金の状況について、枚方市は、北河内 7 市の中で保険料が一番低いです。一般会計からの法定外繰入額が多いので、保険料が低いということですよ。他市の保険料が高いのは、一般会計からの法定外繰入額を少なくしているのですか。二点目は、マイナンバー制度導入の関係において、保険料収入にどのような影響を与えていると考えていますか。
真鍋次長兼室長		一般会計繰入額は、各市それぞれです。繰入金というのは、保険料を軽減するために、保険料を決定する当初予算の段階で繰入れるものと決算の段階で赤字補填をするために繰入れるものがあります。他市が公表しているのは、2つを合わせた総額のため、保険料軽減するために、当初にいくら繰入を行っているのかは資料として持ち合わせていませんが、枚方市では、保険料軽減のために繰入金を導入しているのは事実です。繰入金は、保険料軽減の理由の一つではありますが、全てではありません。赤字解消計画を作成していますが、大阪府から指導を受けた中で、保険料軽減のための繰入は、不適切であると指摘を受けました。一般会計から繰入をして、赤字解消をすることは止むを得ないが、保険料を軽減した結果、赤字になるのは良くないと指導を受けています。前年度は、保険料軽減のために 3 億円を一般会計から繰入していましたが、今年度は、一般会計からの繰入を行わずに保険料の計算をしています。
松 岡 課 長		マイナンバー制度が 1 月より実施されていますが、情報連携等が行われるのは、まだ先となります。このことから現段階で、マイナンバー制度による保険料収入への影響は、見えない状況であります。
委 員		27 年度は、当初予算で法定外繰入金 3 億円を入れており、決算時での繰入は 12 億円ですが、今年度も同じでしょうか。
真鍋次長兼室長		これから審議していく形になります。
議 長		大阪府から医療費負担の軽減や赤字分補填のことを言われているのは、国民健康保険の保険者が、大阪府に一元化されるなかでの指導であります。基本的には、各市町村のでこぼこを作らないというのが国民健康保険特別会計の課題であります。
委 員		当初予算で、保険料率をいくら上げようと下げようと決算の時に穴埋めできるというのが、理解できません。全国の各市町村で、法定外繰入をしている市町村もあれば、法定外繰入を殆ど行っていない市町村もあります。保険料を決定する際、法定外繰入の金額が定められていますか。
人 見 部 長		一般会計からの法定外繰入の金額をどの程度で設定するかは、一般会計の財政収支状況を見極めた上での判断になります。これまで長年の経過の中で、保険料を軽減するために法定外繰入を行ってきたのは、一定の名分化されたものではなく、慣習化されたものであり、国基準に合う

	<p>ように保険料を決定してきました。単年度で、国基準に合わせると大きな引き上げ額になります。格差が大きく出るので、激変緩和措置のためにも、一般会計から一定の繰入額を入れ、除々に国基準に合わせてきました。最終的な赤字補填は、会計上の一定措置であり 国民健康保険の赤字がどの程度、今後膨らむかも視野に入れ、一般会計の収支も見極めて判断してきました。平成 30 年度に、国民健康保険財政を都道府県単位で、統一することが決定しています。平成 30 年度を迎えるまでに各市町村保険者は、既存の抱えている累積赤字を解消し、一般会計の状況も含めて協議しながら、2 年の内に解消に向けた措置を取ることと指導されています。平成 27 年度の決算においても、相当額の法定外繰入によって、赤字に対する補填が行われる見込みです。</p>
<p>議 長</p>	<p>4 頁を見て頂くと、年収 300 万円以下の世帯が全体の 91%以上となっています。枚方市だけでなく、全国の自治体で、国民健康保険財政が完全に自立した形で成り立つのは、殆どない状態であります。一般会計の繰入は止むを得ない状況です。必ず、でこぼこが出ないように国家財政基準に、都道府県単位でならしてゆくため、それぞれが、努力する途中であることをご理解いただきたい。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問、ご意見はこの程度に止めます。 それでは、答申案をまとめさせていただきます。 お諮りします。 まず、諮問事項の1点目「平成28年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課限度額について」は、「基礎賦課総額を72億円とし、賦課限度額を54万円とすることは適当である。」とすることで、ご異議ありませんか。 異議なしの声あり ご異議なしと認めます。 次に、2点目の「平成28年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課限度額について」は、「賦課総額26億4千万円とすることは適当である。」とすることで、ご異議ありませんか。 異議なしの声あり ご異議なしと認めます。 次に、3点目の「平成28年度介護納付金賦課総額について」は、「賦課総額を8億6千万円とすることは適当である。」とすることで、ご異議ありませんか。 異議なしの声あり ご異議なしと認めます。 よって、以上のとおり答申内容を決定いたしました。 なお、答申内容につきましては、後日文書にいたしまして、市長に報告するとともに、委員の皆様方にお送りさせていただきますのでよろし</p>

事務局	<p>くお願いいたします。</p> <p>それでは次に、案件の4の報告事項について議題とします。事務局から説明を求めます。</p>
議 長	<p>説 明</p> <p>Ⅱ. 保険料限度額の引き上げについて</p> <p>Ⅲ. 国民健康保険料の軽減措置の拡充について</p> <p>Ⅳ. 赤字解消計画の策定について</p>
委員	<p>説明のありました内容についてのご質問をお受けします。ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>低所得者層の保険料を軽減する措置を、更に進めていくことについて、そのような人達がブランド品のバッグを持ち、高級車に乗っていることについて、メスを入れるなどの制度の強化をしていくことを希望します。</p>
議 長	<p>今の要望は、国民健康保険運営協議会より、議会等でご審議いただくことになる内容かと思われまます。今の要望は、生活福祉などを巡ってマスコミ等も含めた議論がなされていますが、事務方も、ご意見に対して、説得力のある説明が出来るように考えておき、今後の課題として受け止めさせていただくということによろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>最後に、「その他」を議題としますが、市の方から何かありますか。</p>
藤 本 課 長	<p>次回の協議会の開催予定についてですが、今回は、平成28年度の第1回目の実施となり、8月下旬頃の開催を予定しております。主な案件としては、平成27年度の事業報告等について報告させていただき予定でございます。日程が決まりましたら皆様にお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日、審議・協議すべき事項はすべて終了しました。よって、本協議会は、これをもって閉会します。委員の皆様お疲れ様でした。</p>